

浄水発生土が和歌山県リサイクル製品として認定されました

平成26年12月15日に六十谷第2浄水場の浄水発生土が、**和歌山県リサイクル製品に認定**されました。

浄水発生土とは

紀の川の水から工業用水を作る浄水処理過程において発生する泥を濃縮・脱水し、板状に圧縮、破砕したもので、和歌山県リサイクル製品に認定された「園芸用土又はその原料」の他に、グランド改良用土の原料などにも利用されています。



浄水汚泥100%

購入方法

六十谷第2浄水場(和歌山市六十谷108番地の2)に申込みいただき、手続きが完了したら、順次販売させていただきます。販売量に制限はございませんが、在庫状況によっては、ご希望に添えない場合がございます。なお、容器、積み込み、運搬はご購入者の負担となっておりますのでご了承ください。

販売価格：1m³当り 100円(税抜き)

販売時間：平日9時から17時まで

一般のお客様への販売については、事前にお電話をお願いします。

問合先

六十谷第2浄水場

電話 073-461-0071

拡大写真



厚さ(2cm)×
幅(2~20cm角)程度



別添第3号様式(第4条関係) 第26-12号

和歌山県リサイクル製品認定通知書

住所 和歌山府七条丁23番地
氏名 和歌山府
和歌山府社会福祉課 課長 藤村

和歌山県リサイクル製品に認定された製品に該当する再資源率基準2種の製品により認定申請を行ったところ、和歌山県リサイクル製品に認定されたことと認定基準に適合する製品であると認定されましたのでお知らせします。

平成26年12月15日 和歌山県知事 仁 宮 伸

認定年月日	平成27年12月15日
認定の有効期限	平成32年3月31日
製品名	和歌山府水産局浄水発生土
製品の用途	園芸用土又はその原料
製造業者等	浄水汚泥
別添第7号各号に該当の有無	有